平成２８年（再ロ）第７号

仙台市太白区西中田７丁目３番23―202号

再生債務者　阿形　浩章

1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年11月17日まで

4　一般異議申述期間　平成28年12月１日から平成28年12月15日まで

仙台地方裁判所第４民事部

平成２８年（再ロ）第３号

埼玉県児玉郡神川町大字植竹521番地１

再生債務者　大畠　信之

1　決定年月日時　平成28年10月20日午前11時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年11月17日まで

4　一般異議申述期間　平成28年12月１日から平成28年12月22日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（再ロ）第１号

島根県益田市美都町笹倉404番地24，前住所島根県益田市美都町仙道803番地１

再生債務者　村上　隆志

1　決定年月日時　平成28年10月20日午前11時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年11月21日まで

4　一般異議申述期間　平成28年11月28日から平成28年12月５日まで

松江地方裁判所益田支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第４号

北九州市小倉南区徳吉東５丁目１番20号

再生債務者　田中　　翼

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年10月14日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年11月９日まで

平成28年10月19日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（再ロ）第１３号

宮城県塩竈市旭町６番７―1212号　スペリア塩竈旭町

再生債務者　鈴木　和人

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年10月６日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年11月11日まで

平成28年10月21日

仙台地方裁判所第４民事部

平成２８年（再ロ）第４号

兵庫県姫路市大津区天神町２丁目９番地３

姫路大津鉄筋住宅３号棟103号

再生債務者　中ノ瀬貴志

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年10月19日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年11月16日まで

平成28年10月19日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（再ロ）第９号

京都府八幡市八幡山田11番地32

再生債務者　小簗　利雄

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年10月20日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年11月21日まで

平成28年10月21日

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第８号

横浜市港北区綱島西５丁目15番15号

再生債務者　山本　　薫

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年10月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年10月21日

横浜地方裁判所第３民事部

厚生年金基金変更公告

高知県建設業厚生年金基金の事務所の所在地に変更があったので、厚生年金保険法第116条及び厚生年金基金令第４条の規定により次のように公告します。

1．新事務所の所在地　高知県高知市本町１丁目３番20号

2．旧事務所の所在地　高知県高知市本町４丁目２番15号

3．変更年月日　平成28年10月22日

平成 28 年 10 月 31 日

高知県建設業厚生年金基金

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成28年10月６日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。

平成 28 年 10 月 31 日

東京都千代田区内神田１丁目９番12号

住友大阪セメント販売連合厚生年金基金

代表清算人　塚本　福二

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成28年10月６日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき公告します。

1．代表清算人氏名　塚本　福二

2．住所　千葉県市川市新田５丁目４番９号

平成 28 年 10 月 31 日

住友大阪セメント販売連合厚生年金基金

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

（なお、この合併の効力は、乙及び株式会社テラ（丙、東京都千代田区丸の内一丁目一番一号）間で締結された平成二十八年十月二十八日付吸収合併契約に基づく、乙を吸収合併存続会社、丙を吸収合併消滅会社とする合併の効力が発生することを停止条件として生じるものとしております。）

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年一月二十日

掲載頁　四十四頁（号外第十二号）

平成二十八年十月三十一日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

（甲）ビージェイホールディングス２株式会社

代表取締役　坂元　正明

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

（乙）株式会社テラ・ホールディングス

代表取締役　杉本　勇次

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年一月二十日

掲載頁　四十頁（号外第十二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年一月二十日

掲載頁　四十三頁（号外第十二号）

平成二十八年十月三十一日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

（甲）株式会社テラ・ホールディングス

代表取締役　杉本　勇次

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

（乙）株式会社テラ

代表取締役　杉本　勇次